

火災共済がさらに充実

新・3保障で、さらに安心をプラス



国鉄労働組合
東海エリア本部

発行責任者 長岡正之
編集責任者 寺崎 浩

東京都港区新橋5-15-5
交通ビル4階

国労東海本部は12月3日、東京・新橋で「共済推進員会議」を開催し、60人が参加しました。

交運共済東海事業本部より、2015年度の重点的な募集要項について説明を受けましたが、特に、2016年7月期に向けた来春の一斉募集については、「火災共済プラス新3保障」を重点的な取り組みとして推進していくことが強調されました。火災共済の「新3保障制度」を中心に概要を掲載します。

新しい火災共済制度

交運共済は、本年七月、従来から組合員の皆様にご利用頂いておりました火災共済の制度を約四半世紀ぶりに改正しました。今回の制度改定にあたり、皆様から強いご要望を頂く一方、今までの火災共済ではカバーすることができなかった三つの保障内容(類焼損害保障・個人賠償保障・借家人賠償保障+修理費用)について、それぞれ必要に応じて付帯していただける「新3保障制度セット加入」が登場しました。

類焼損害保障

万が一、自宅が火元となり近隣の住宅や家財に損害を与えた

個人賠償保障

お住まいの住宅の利用上発生した偶然の事故(マンション階下への水漏れ等)、あるいは日常生活上の偶然な事故(飼いが他人に噛みついた、等)により、他人にケガ等を負わせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任が発生した場合に

借家人賠償保障

賃貸マンション・アパートや社宅等にお住まいの皆様が、火災等の事故で賃貸住宅に損害を与え、法律上の賠償責任が発生

火災共済
地震風水害共済
交通災害共済
生命共済

NEW 新3保障制度(セット加入)
風水害等給付金付

ご契約のご案内

家族のために 仲間のためにささえ愛。

加入促進運動実施中!!

ここ数年、全国的な豪雨、水害、雷害、竜巻など、次々と自然災害が襲っています。また、火災の発生も増えています。このような自然災害、火災等、さらに交通事故等不慮の事故、病災などに備えることは共済です。

交運共済は、「助け合い」「相互扶助」の精神に則り事業を行っており、組合員のみならず安心・安全を提供しています。ご家族そしてあなた自身の生活を守るため、交運共済の保障制度をご利用ください。

交運共済 (JR職域生協)

火災共済の充実のために NEW 付帯「新3保障制度」が登場!! (共済セット加入)

「自宅が火元となり近隣に延焼」「マンション階下への水漏れ」「借家で火事起こし大家さんへの賠償」など、日々の暮らしに思いがけない損傷がとてん落ちています。ところが火災共済だけでは、そんな万が一すべてカバーすることはできません。そこで今回、交運共済からさらなる安心をお約束する3つの新制度が登場しました。

- 1 類焼損害保障
もし、ご自宅が火元となり延焼! お隣さんへご迷惑をかけたしまったら……
火災、爆発、爆発によって、近隣の住宅や家財等に損害を与えた場合に、近隣関係の修復、慰謝、賠償に必要となる費用を共済でお支払いします。ただし、焼損した住宅設備や家財が火災共済等に加入している場合、火災共済が優先的に支払われます。
※賠償限度額: 火災共済加入時: 100万円(火災共済未加入時: 50万円)
- 2 個人賠償保障
マンション階下への水漏れ、自転車運転中の賠償事故! ごめんないで下さいませない場合……
火災、爆発、爆発によって、近隣の住宅や家財等に損害を与えた場合に、近隣関係の修復、慰謝、賠償に必要となる費用を共済でお支払いします。ただし、焼損した住宅設備や家財が火災共済等に加入している場合、火災共済が優先的に支払われます。
※賠償限度額: 火災共済加入時: 100万円(火災共済未加入時: 50万円)
- 3 借家人賠償保障
借家で火事などを起こし、大家さんへの賠償が必要となった場合……
火災、爆発、爆発によって、近隣の住宅や家財等に損害を与えた場合に、近隣関係の修復、慰謝、賠償に必要となる費用を共済でお支払いします。ただし、焼損した住宅設備や家財が火災共済等に加入している場合、火災共済が優先的に支払われます。
※賠償限度額: 火災共済加入時: 100万円(火災共済未加入時: 50万円)

※賠償限度額: 火災共済加入時: 100万円(火災共済未加入時: 50万円)

交運共済 (JR職域生協)

交運共済特集

した場合に保険金をお支払いするとともに、賃貸借契約等に基づき修復した際の修理費用を保険します。

新たな保障内容でさらに安心をプラスした「新・火災共済」を是非ご利用下さい。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 + オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障 + 修理費用

オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険(株)を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交運共済 (JR職域生協)
全国交通運輸業労働者共済生活協同組合

マイカー共済も改定されます

2016年2月より

時代にあった安心のカたちへ

マイカー共済も
新制度です

二〇一六年二月には、マイカー共済制度を四年ぶりに改定する予定です。

●掛金の見直しを行います。事故件数増加や、修理費上昇等による共済金支払い額の増大に伴う全体的な見直しです。

●「事故有係数」のしくみを導入します。現行制度では、他の保険・共済からマイカー共済への切替を希望される方で、効力開始日から三年以内に事故に遭われた方は契約をお引き受けできませんでしたが、改正後は同じ適用等級で「事故なし」「事故あり」を区別した上でお引き受け可能となります。なお、無事故実績を積み重ねている方は「事故なし」掛金が適用されます。掛金を抑える観点からも、安全運転をお願いいたします。

●運転者年齢条件区分のうち「三〇歳以上補償」区分を廃止し「二六歳以上補償」に統合します。また、「二六歳以上補償」「三五歳以上補償」の契約を対象に「主たる被共済者年齢区分」を導入します。

●「運転者本人・配偶者限定特約」を導入します。割引率は七

%です。また「自転車賠償責任補償特約」の補償額を、現行の五〇〇〇万円から一億円に引き上げます。

●車両損害補償の自己負担額に「二〇万円」を追加します。なお、「ABS装着車割引」は装着車が一般的となったため取扱を終了します。

共済をご利用できる年齢について

一〇月末より、交運共済から「共済契約者情報」を契約者の皆様に順次お送りいたしました。この際「交運共済の各種共済は、自分が何歳の時まで続けられるか」とのお問合せを多く頂いて

おります。●総合共済は、満七〇歳に達した年度の三月末までお続け頂けます。

●火災共済・地震風水害共済・交通災害共済、およびマイカー共済は、生涯ご利用頂くことが可能です。

●生命共済は、在職期間内に五年間以上の加入実績がある方に限り、退職後も満七九歳まで継続してご利用頂けます。入院共済は、満六九歳六か月までとなります。なお、生命・入院共済は、一度解約された場合の再加入ができません。ご加入中の方は特にご注意下さい。

加入の訴え

「安心と安定」をサポート

国労東海本部執行委員長 長岡 正之

組合員の皆様には、日頃から交運共済の活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。東日本大震災から4年半が経過しましたが、福島原発事故の影響もあり、未だ多くの被災者が避難生活を強いられ

ています。東日本大震災から4年半が経過しましたが、福島原発事故の影響もあり、未だ多くの被災者が避難生活を強いられ

児童・大雪など我々の想像をはるかに超える自然災害を目の当たりにするのが現状です。現在、交運共済はJR職域共済という位置づけのもとに、安心と信頼に込める共済として、組合員と家族の「安心と安定」をサポートするものと「助け合い・相互扶助」の理念を持って、組合員とご家族のために加入促進に取り組んでいます。自然災害は、いつどこで起きるか分かりません。東日本大震災の教訓を生かし、皆様の「安心」を少しでもお手伝い出来るよう、火災共済をはじめ地震風水害共済などに、加入拡大頂きますようご協力をお願い申し上げます。併せて最近では、交通事故も増加しています。交通共済・自動車共済・自賠責共済にもぜひ積極的に加入して頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

マイカー共済 制度改定のお知らせ

2016年2月改定

マイカー共済では、より時代にあった安心のカたちを目指して、制度改定を実施いたします。

- 2016年1月1日開始、効力開始(7-12月継続)と初年度ご契約
- 2016年1月1日開始、効力開始(7-12月継続)と初年度ご契約

ポイント1 共済掛金を見直ししました。

●事故件数増加や、修理費の上昇等による共済金支払い額の増大に伴う全体的な見直しです。

ポイント2 等級制度が新しくなります。

●「事故有係数」を導入し、他の保険・共済からマイカー共済への切替を希望される方で、効力開始日から3年以内に事故に遭われた方は契約をお引き受けできませんでしたが、改正後は同じ適用等級で「事故なし」「事故あり」を区別した上でお引き受け可能となります。

ポイント3 運転者の年齢区分が変わりました。

●「三〇歳以上補償」区分を廃止し「二六歳以上補償」に統合します。

ポイント4 特約・割引が充実しました。

●「運転者本人・配偶者限定特約」を導入します。

ポイント5 その他の改定ポイント

- 自転車賠償責任(20万円)を新設
- ABS装着車割引(20万円)を新設